

静岡県告示第807号

漁獲共済（2号漁業）における区分の設定（平成16年10月1日静岡県告示第959号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

平成29年11月14日

静岡県知事 川勝平太

平成16年10月1日静岡県告示第959号の表中 地頭方区域

「

区 分
① 中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業、その他の小型漁業、 小型定置漁業及び小型キンメ釣漁業 小型キンメ釣漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して釣りにより主として キンメをとることを目的とする漁業）
② 小型合併漁業

を

」

「

区 分
① 中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業、その他の小型漁業、 小型定置漁業及び小型キンメ釣漁業 小型キンメ釣漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して釣りにより主として キンメをとることを目的とする漁業）
② 小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業及び主として樽流しによりキンメ釣を営む漁業
③ 小型合併漁業のうち②以外のその他漁業

に改める。

」